

事 務 連 絡  
平成26年11月19日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課  
各都道府県私立学校主管課  
各国公立大学法人・学校法人事務局  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局  
各公私立高等専門学校事務局  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課  
大学を設置する各学校設置会社の学校担当事務局

御中

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

#### 今冬の学校におけるインフルエンザ総合対策の推進について

このことについて、別紙のとおり厚生労働省健康局結核感染症課から連絡がありました。については、今冬の学校におけるインフルエンザへの対応に関し、インフルエンザによる臨時休業や出席停止があった場合には、学校保健安全法に基づき必ず保健所に連絡するとともに、「平成26年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」を参考に、必要に応じ、「インフルエンザ対策ホームページ」等を活用した情報収集や学校等におけるインフルエンザ予防ポスターの掲示など、適切に対応されるようお願いいたします。

また、インフルエンザによる出席停止期間については、学校保健安全法施行規則第19条第2項により、「発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあっては、三日）を経過するまで」と規定されておりますので、これに沿って適切な対応をお願いいたします。

なお、これらのことについて、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校主管課におかれは、域内の市区町村教育委員会、所轄の学校（専修学校・各種学校を含む）に対しても、それぞれ周知されるようお願いいたします。

(参考)

〈インフルエンザ対策ホームページ〉

平成26年度 今冬のインフルエンザ総合対策について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

〈学校において予防すべき感染症の解説〉

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1334054.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1334054.htm)

文部科学省スポーツ・青少年局  
学校健康教育課保健指導係  
TEL：03-5253-4111（内線2918）  
FAX：03-6734-3794